

美里町地域防災計画修正 新旧対照表

令和 4 年 5 月

美里町地域防災計画 新旧対照表			
一般災害対策		第 1 章 総則 第 2 節 計画の性格及び基本方針	
修正前		修正後	
1. 計画の性格		1. 計画の性格	
<u>(1)</u>	(略)	<u>(1)</u>	(略)
<u>(2)</u>	(略)	<u>(2)</u>	(略)
<u>(3)</u>	(略)	<u>(3)</u>	(略)
2. 計画の基本方針		2. 計画の基本方針	
	(略)		(略)
<u>(1)</u>	(略)	<u>(1)</u>	(略)
<u>(2)</u>	(略)	<u>(2)</u>	(略)
<u>(3)</u>	(略)	<u>(3)</u>	(略)
<u>(4)</u>	(略)	<u>(4)</u>	(略)
<u>(5)</u>	(略)	<u>(5)</u>	(略)
(P1)		(P1)	

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画
修正前	修正後
(略) (新規) (P6)	(略) <u>6. 河川水位情報の収集および周知対策</u> <u>台風や集中豪雨により河川の氾濫が危惧される場合、避難情報提供や被害拡大防止のため、気象庁や国土交通省、県などから積極的に情報を収集する。その結果、避難指示等を発令した場合には、ただちに防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により住民に周知する。</u> <u>7. 水防法に基づく対応</u> <u>町は、水防法（水防法第 14 条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、次に掲げる事項について定めることとする。</u> <u>（1）洪水予報等の伝達方法</u> <u>（2）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>（3）浸水想定区域内で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地</u> <u>なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対</u>

一般災害対策	第 2 章 災害予防計画 第 2 節 風水害予防計画												
修正前	修正後												
	<u>し、必要な指示等を行うものとする。</u> <u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを市町村長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を町長に報告するものとする。</u> <u>【浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設】</u> <table><tr><th><u>番号</u></th><th><u>名称</u></th><th><u>所在地</u></th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <u>【土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設】</u> <table><tr><th><u>番号</u></th><th><u>名称</u></th><th><u>所在地</u></th></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>美里町老人福祉センター</u></td><td><u>永富 1510</u></td></tr></table>	<u>番号</u>	<u>名称</u>	<u>所在地</u>				<u>番号</u>	<u>名称</u>	<u>所在地</u>	<u>1</u>	<u>美里町老人福祉センター</u>	<u>永富 1510</u>
<u>番号</u>	<u>名称</u>	<u>所在地</u>											
<u>番号</u>	<u>名称</u>	<u>所在地</u>											
<u>1</u>	<u>美里町老人福祉センター</u>	<u>永富 1510</u>											

(P6)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第6節 林野火災予防計画
修正前	修正後
2. 林野火災防止の警戒措置 (略) (4) 防火施設の充実 防火施設は、火災の早期発見と適切な消化、防火の措置により被害を最小限に防止するもので、森林の維持管理上、予防及び防火施設の整備充実を図る。 ① 警防施設 イ 防火用器具、地図、無線通信設備の整備 ロ 予防施設（立看板、標識等）の設置 ハ 林野火災の予防・防火技術の研修 ② 防火施設の整備 火災危険地区森林に延焼防止のための防火施設を整備する。 イ 防火線の構築 位置・構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を考慮する。 ロ 防火林の造成 防火線敷きには火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧を図るために防火林又は防火樹帯を造成する。 ハ 防火帯、防火道、防火用水等の整備及び指導 (P9)	2. 林野火災防止の警戒措置 (略) (4) 防火施設の充実 防火施設は、火災の早期発見と適切な消化、防火の措置により被害を最小限に防止するもので、森林の維持管理上、予防及び防火施設の整備充実を図る。 <u>ア</u> 警防施設 <u>(ア)</u> 防火用器具、地図、無線通信設備の整備 <u>(イ)</u> 予防施設（立看板、標識等）の設置 <u>(ウ)</u> 林野火災の予防・防火技術の研修 <u>イ</u> 防火施設の整備 火災危険地区森林に延焼防止のための防火施設を整備する。 <u>(ア)</u> 防火線の構築 位置・構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を考慮する。 <u>(イ)</u> 防火林の造成 防火線敷きには火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧を図るために防火林又は防火樹帯を造成する。 <u>(ウ)</u> 防火帯、防火道、防火用水等の整備及び指導 (P9)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第7節 災害時の通信
修正前	修正後
(略) 3. 緊急速報メールの活用 NTT docomo、ソフトバンク、KDDI 各社の携帯電話に対し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報に加え、町からの災害・避難情報を、速やかに配信する。 (略) (P9)	(略) 3. 緊急速報メールの活用 NTT docomo、ソフトバンク、KDDI、<u>楽天</u>各社の携帯電話に対し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報に加え、町からの災害・避難情報を、速やかに配信する。 (略) (P9)

一般災害対策					第2章 災害予防計画 第8節 気象観測施設等整備計画				
修正前					修正後				
(略)					(略)				
名 称	所 在 地	観測種目	連絡方法	備考	名 称	所 在 地	観測種目	連絡方法	備考
緑川ダム管理所	畝野 3456 番地	水位・雨量	FAX・システム		緑川ダム管理所	畝野 3456 番地	水位・雨量	FAX・システム	
緑川発電所	柏川無明瀬	水位・雨量	FAX他		緑川発電所	柏川無明瀬	水位・雨量	FAX他	
県 砦 用	美里町古閑	雨量・土砂災害	システム		県 砦 用	美里町古閑	雨量・土砂災害	システム	
県 砂 川	美里町白石野	雨量・土砂災害	システム		県 砂 川	美里町白石野	雨量・土砂災害	システム	
中央庁舎監視局	馬場 1100 番地	雨量	無線回線		津 留 川 (河川カメラ)	美里町大窪 (舞鹿野橋：津留川右岸)	河川水位	システム	
白 山 観 測 局	坂本字白山 1721 番地 2	雨量	無線回線		筒 川	美里町甲佐平(県道三本松 甲佐線)(田辺橋)	河川水位	無線回線	筒 川
白 石 野 観 測 局	白石野字二ツ嶽 986 番地	雨量	無線回線		津 留 川	美里町永富(越早津橋)	河川水位	無線回線	津 留 川
佐 俣 観 測 局	佐俣字下原 305 番地	雨量	無線回線		枳 迦 院 川	美里町岩野(機織橋)	河川水位	無線回線	枳 迦 院 川
津 留 川 (河川カメラ)	美里町大窪 (舞鹿野橋：津留川右岸)	河川水位	システム		中 央 庁 舎	美里町馬場 1100 番地	雨量	無線回線	中 央 庁 舎
(略)					砦 用 庁 舎	美里町三和 420 番地	雨量	無線回線	
(P9)					浜 戸 川	美里町馬場(前田橋歩道： 浜戸川左岸)	雨量	無線回線	
					堂 面 川	美里町永富(つるの川団地 内)(堂面川左岸)	河川水位	無線回線	
					(略)				
					(P10)				

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
1. 計画の方針 台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町や防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。 (新規) (略) その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。 また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する<u>県</u>民の理解向上に努めるものとする。 (P10)	1. 計画の方針 台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町や防災関係機関による災害対策の推進はもとより、<u>「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、</u>町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという<u>「自助・共助」</u>の意識と行動が必要である。 <u>また、町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を初めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。</u> (略) その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。 また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する<u>町</u>民の理解向上に努めるものとする。 (P10)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
2. 町職員に対する防災教育 (略) <u>(1) 教育の内容</u> ① 美里町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ② 非常参集の方法 ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識 ④ 過去の主な被害事例 ⑤ 防災関係法令の運用 (新規) ⑥ その他必要な事項 <u>(2) 教育の方法</u> ① 講演会、研修会等の実施 ② 防災活動の手引き等印刷物の配布 ③ 見学、現地調査等の実施 (P10)	2. 町職員に対する防災教育 (略) <u>(1) 教育の内容</u> <u>ア</u> 美里町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 <u>イ</u> 非常参集の方法 <u>ウ</u> 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識 <u>エ</u> 過去の主な被害事例 <u>や過去の災害対応の教訓</u> <u>オ</u> 防災関係法令の運用 <u>カ</u> <u>防災システムの操作方法</u> <u>キ</u> その他必要な事項 <u>(2) 教育の方法</u> <u>ア</u> 講演会、研修会等の実施 <u>イ</u> 防災活動の手引き等印刷物の配布 <u>ウ</u> 見学、現地調査等の実施 (P11)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
3. 住民に対する防災知識の普及の方法 (略)	3. 住民に対する防災知識の普及の方法 (略)
<u>(1)</u> (略)	<u>(1)</u> (略)
<u>(2)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
4. 住民に対する防災知識の普及の内容	4. 住民に対する防災知識の普及の内容
<u>(1)</u> (略)	<u>(1)</u> (略)
<u>(2)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
① 火災予防の心得	<u>ア 火災予防の心得</u>
② 気象予警報等の種別と対策 (新規)	<u>イ 気象予警報等の種別と対策</u>
(新規)	<u>ウ 災害危険個所の認識</u>
(新規)	<u>エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u>
③ 台風襲来時の家屋の保全方法	<u>オ 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）</u>
④ 農林水産物に対する応急措置	<u>カ 台風襲来時の家屋の保全方法</u>
⑤ 非常食糧・水の準備(2~3日分の備蓄) (新規)	<u>キ 農林水産物に対する応急措置</u>
(新規)	<u>ク 3日分（推奨1週間）の食糧（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄</u>
(新規)	<u>ケ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備</u>
(新規)	<u>コ 自動車へのこまめな満タン給油</u>
(新規)	<u>サ 夕方明るうちからの予防的避難</u>
(新規) (P10)	<u>シ 寝所位置の確認（斜面崩壊対策等）</u> (P11~P12)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
(新規) (新規) ⑥ 避難先および避難方法 (新規) (新規) (新規) (新規) ⑦ 防疫の心得および消毒方法等の要領 ⑧ 災害時の心得 ⑨ 自動車運転者のとるべき措置 ⑩ その他 ③ その他必要事項 (P10)	<u>ス</u> 防災行政無線個別受信機等のスイッチの立ち上げ <u>セ</u> 防災サイレン吹鳴の意義 <u>ソ</u> 避難先および避難方法 <u>タ</u> 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 <u>チ</u> 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など） <u>ツ</u> 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の 計画的な休業・休校等について <u>テ</u> 避難生活のマナーとルール <u>ト</u> 防疫の心得および消毒方法等の要領 <u>ナ</u> 災害時の心得 <u>ニ</u> 自動車運転者のとるべき措置 <u>ヌ</u> その他 <u>③</u> その他必要事項 (P11)
5. 学校教育における防災知識の普及 (1) (略) 学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。 (略) ① (略) ② (略) (P10)	5. 学校教育における防災知識の普及 <u>(1)</u> (略) 学校における防災知識の普及は、<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図り、</u>安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。 (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) (P12)

一般災害対策		第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画	
修正前		修正後	
③	(略)	<u>ウ</u>	(略)
④	(略)	<u>エ</u>	(略)
	(略)		(略)
<u>(2)</u> 指導者に対する防災知識の普及 研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。		<u>(2)</u> 指導者に対する防災知識の普及 研修会等を通じて、 <u>災害時の保護者等への児童の引渡し方法などを検討し、指導者の防災に対する知識の強化を図るものとする。</u> <u>また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。</u>	
<u>(3)</u>	(略)	<u>(3)</u>	(略)
	(P11)		(P12)
6. 防災上重要な施設の管理者等の指導		6. 防災上重要な施設の管理者等の指導	
	(略)		(略)
<u>(1)</u>	(略)	<u>(1)</u>	(略)
<u>(2)</u>	(略)	<u>(2)</u>	(略)
<u>(3)</u>	(略)	<u>(3)</u>	(略)
<u>(4)</u>	(略)	<u>(4)</u>	(略)
<u>(5)</u>	(略)	<u>(5)</u>	(略)
	(新規)	<u>(6) 危険物施設等の位置、構造及び施設の保安管理</u>	
	(新規)	<u>(7) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）</u>	
	(P11)		(P12)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
(新規)	<u>7. 事業所の防災対策の促進</u> <u>(1) 事業所の防災力向上</u> <u>町及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。</u> <u>また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。</u> <u>事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</u> <u>(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援</u> <u>町及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中</u> (P12～P13)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
(新規) 7. 外国人に対する防災知識の普及 町は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレット (P11)	<u>断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。</u> <u>特に中小企業等の支援に当たっては、町、県及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u> <u>（3）要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認</u> <u>町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u> <u>（4）要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u> <u>8. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮</u> <u>町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u> <u>9. 外国人に対する防災知識の普及</u> 町は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記や (P13)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第9節 防災知識普及計画
修正前	修正後
の作成、配付を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。 また、外国人に対しては、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。 <u>8.</u> 防災知識の普及の時期 (略) <u>9.</u> 防災相談 (略) <u>10.</u> 災害教訓の伝承 (略) (P13)	ふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど<u>要配慮者としての外国人に対して</u>、防災知識の普及に努めるものとする。 <u>加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため町職員の対応力向上を図るものとする。</u> また、外国人に対しては、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。 <u>10.</u> 防災知識の普及の時期 (略) <u>11.</u> 防災相談 (略) <u>12.</u> 災害教訓の伝承 (略) (P13)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第10節 防災訓練計画
修正前	修正後
1. 総合防災訓練 <u>(1) 目的</u> 災害発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。 このような特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。 訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。 (P11～P12) <u>(2) 訓練計画</u> (略) <u>① 情報収集伝達</u> (P12)	1. 総合防災訓練 <u>(1) 目的</u> 災害発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。 このような特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。 訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。 <u>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u> (P13) <u>(2) 訓練計画</u> (略) <u>ア 情報収集伝達、避難勧告発令</u> (P13)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第10節 防災訓練計画
修正前	修正後
(新規) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略) ⑧ (略) ⑨ (略) (3) 市町村の総合防災訓練 (略) 3. 町や防災関係機関の個別防災訓練 (略) ① 参集(非常呼集)訓練 ② 災害対策本部等設置訓練 ③ 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練) ④ 水防訓練 ⑤ 消防訓練 ⑥ 避難(誘導)訓練 ⑦ 救出・救護訓練 ⑧ 輸送訓練 ⑨ その他必要な訓練 (略) 6. 訓練の時期・場所等 (P12)	<u>イ 安否確認</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) <u>ケ</u> (略) <u>コ</u> (略) <u>(3)</u> 市町村の総合防災訓練 (略) 3. 町や防災関係機関の個別防災訓練 (略) <u>(1)</u> 参集(非常呼集)訓練 <u>(2)</u> 災害対策本部等設置訓練 <u>(3)</u> 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練) <u>(4)</u> 水防訓練 <u>(5)</u> 消防訓練 <u>(6)</u> 避難(誘導)訓練 <u>(7)</u> 救出・救護訓練 <u>(8)</u> 輸送訓練 <u>(9)</u> その他必要な訓練 (略) 6. 訓練の時期・場所等 (P14～P15)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第10節 防災訓練計画
修正前	修正後
(1) (略) (2) (略) (3) 訓練の実施・指導等 町は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (P12)	<u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> 訓練の実施・指導等 町は、<u>地域の災害リスクに基づいた定期的な</u>防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく<u>実施又は</u>行うよう<u>指導し</u>、住民の<u>災害時</u>の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) (P15)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第11節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
2. 地域住民等の自主防災組織 (1) (略) (2) 組織の編成単位 ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること ② (略) (3) (略) ① (略) ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する ③ 婦人会、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。 ④ (略) (4) (略) (5) 主な活動内容 ① 平常時の活動 ア (略) イ 防災訓練の実施 (新規) (新規) (新規) (新規) (P13～P14)	2. 地域住民等の自主防災組織 (1) (略) (2) 組織の編成単位 ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること。 イ (略) (3) (略) ア (略) イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。 ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。 エ (略) (4) (略) (5) 主な活動内容 ア 平常時の活動 (ア) (略) (イ) 地域と一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体との連携した訓練等） ・避難指示等の地域への情報伝達訓練 ・被害状況（地域住民の安否確認含む。）の把握、町への情報伝達訓練 ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練 ・避難所の運営訓練 (P16)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第11節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
(新規) (新規) ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材等の備蓄及び管理 (新規) (新規) (新規) (新規) (新規) ② 災害時の活動 ア 情報の収集及び伝達 イ 出火防止、初期消火の実施 ウ 避難誘導 (新規) エ 救出救護 オ 給食給水 (新規) (新規) (新規) (P14)	・消火訓練 (ウ) 情報の収集伝達体制の整備 (エ) 火気使用設備器具等の点検 (オ) 防災用資機材等の備蓄及び管理及び使用方法の確認 (カ) 危険箇所の点検・情報共有 ・地域の見廻り ・地域防災ハザードマップの作成 (キ) 避難行動要支援者の把握 (ク) 地域内にある他組織との連携促進 イ 災害時の活動 (ア) 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達、初期消火活動 (消火器や消火栓による消火活動など) (イ) 出火防止、初期消火の実施 (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達避難誘導 (エ) 地域住民に対する安否確認及び避難誘導 (オ) 救出・救護活動への協力 (カ) 避難行動要支援者への避難支援給食給水 (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等 (ク) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握 (ケ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力カ) (P16～P17) 3. 事業所の自衛消防組織等 大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・ 貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等によ (P17)

一般災害対策	第 2 章 災害予防計画 第 11 節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
	<u>り大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。</u> <u>また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。</u> <u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u> <u>（１）事業所に対する指導</u> <u>事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。</u> <u>なお、町及び県は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。</u> <u>（２）対象施設</u> <u>ア 旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設</u> <u>イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所</u> (P17)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第11節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
	<u>ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設</u> <u>エ 同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設</u> <u>(3) 組織づくり及び活動計画の策定</u> <u>組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。</u> <u>(4) 主な活動内容</u> <u>ア 平常時の活動</u> <u>(ア) 防災訓練の実施</u> <u>(イ) 施設及び設備等の点検整備</u> <u>(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施等</u> <u>イ 災害時の活動</u> <u>(ア) 従業員等の安否確認</u> <u>(イ) 情報の収集伝達</u> <u>(ウ) 出火防止、初期消火の実施</u> <u>(エ) 避難誘導</u> <u>(オ) 救出・救護の実施及び協力</u> <u>(カ) 避難所の運営協力等</u> <u>4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u> <u>町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な</u> (P17)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第11節 自主防災組織育成計画
修正前	修正後
	<u>防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。</u> <u>また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u> <u>なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> <u>5. 地域防災リーダー育成計画</u> <u>自主防災組織の活動を活発化し、災害発生時の「自助」「共助」による「減災」を強力に推進するため、次の項目を通じて自主防災組織の構成員の防災に対する知識や技術を向上させ、地域防災リーダーとして育成する。</u> <u>(1) リーダー研修会の実施</u> <u>(2) 火の国ぼうさい塾への参加促進</u> <u>(3) 総合防災訓練への参加</u> (P17～P18)

一般災害対策	第 2 章 災害予防計画 第 12 節 防災関係機関等における業務継続計画
修正前	修正後
(新規)	<u>町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。</u> <u>なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。</u> <u>（１）組織の長が不在の場合の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> <u>（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> <u>（３）電気、水、食料等の確保</u> <u>（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> <u>（５）重要な行政データのバックアップ</u> <u>（６）非常時優先業務の整理</u> <u>また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。</u> (P18)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第13節 受援計画
修正前	修正後
(新規)	<u>1. 受援計画の策定</u> <u>町は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。</u> <u>なお、受援計画の策定に当たっては、町において次の事項について定めておくものとする。</u> <u>(1) 総括（共通）</u> <u>ア 応援要請の手順</u> <u>イ 受援体制</u> <u>（ア）受援組織の設置</u> <u>（イ）受援組織の構成、役割</u> <u>ウ 応援の人的・物的資源の管理体制</u> <u>(2) 人的支援</u> <u>ア 受援対象業務の整理</u> <u>（ア）応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化</u> <u>（イ）タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理</u> <u>（ウ）業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理</u> <u>イ 受援体制の整備</u> <u>庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定</u> <u>ウ 応援職員の活動環境の確保</u> <u>応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保</u> (P18)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第13節 受援計画
修正前	修正後
(新規)	<u>(3) 物的支援</u> <u>ア 調達先の確認・確保、要請手順</u> <u>イ 受入拠点の確保</u> <u>ウ 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制</u> <u>2. 応援団体との連携</u> <u>(1) 応急対策職員派遣制度の活用</u> <u>町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> <u>なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> <u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ活用のなど、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結</u> <u>町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄処理等相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣地方自治体に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。</u> <u>(3) 民間団体との連携</u> <u>町は、平常時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入を想定した訓練を行い、結</u> (P18～P19)

一般災害対策	第2章 災害予防計画 第13節 受援計画
修正前	修正後
(新規)	<u>果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。</u> (P19)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織計画
修正前	修正後
(略)	(略)
1. 防災会議	1. 防災会議
(略)	(略)
(2) 所掌事務	(2) 所掌事務
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
ウ. (略)	ウ. (略)
2. 災害対策本部	2. 災害対策本部
(略)	(略)
(1) 災害対策本部の設置又は廃止	(1) 災害対策本部の設置又は廃止
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
ウ. (略)	ウ. (略)
エ. (略)	エ. (略)
(2) 災害対策本部の任務	(2) 災害対策本部の任務
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
ウ. (略)	ウ. (略)
エ. (略)	エ. (略)
オ. (略)	オ. (略)
カ. (略)	カ. (略)
(3) 災害対策本部の組織及び事務分掌	(3) 災害対策本部の組織及び事務分掌
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
(P15～P16)	(P20～P21)

一般災害対策		第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 防災組織計画	
修正前		修正後	
ウ.	(略)	ウ.	(略)
エ.	(略)	エ.	(略)
オ.	(略)	オ.	(略)
(P16)		(P21)	

一般災害対策		第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 防災組織計画	
修正前		修正後	
ウ. <u> </u>	(略)	ウ. <u> </u>	(略)
エ. <u> </u>	(略)	エ. <u> </u>	(略)
オ. <u> </u>	(略)	オ. <u> </u>	(略)
(P16)		(P21)	

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第2節 動員配置計画
修正前	修正後
(略)	(略)
1. 職員の配置基準	1. 職員の配置基準
(略)	(略)
(1) 災害対策本部設置前の配置体制	(1) 災害対策本部設置前の配置体制
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
(2) 災害対策本部設置後の配置体制	(2) 災害対策本部設置後の配置体制
(略)	(略)
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
2. 職員の動員配置のための伝達系統	2. 職員の動員配置のための伝達系統
(1) 平常勤務の場合	(1) 平常勤務の場合
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
ウ. (略)	ウ. (略)
(2) 勤務時間外、休日の場合	(2) 勤務時間外、休日の場合
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
ウ. (略)	ウ. (略)
エ. (略)	エ. (略)
(3) 連絡方法	(3) 連絡方法
ア. (略)	ア. (略)
イ. (略)	イ. (略)
(P18～P19)	(P23～P24)

一般災害対策		第3章 災害応急対策計画 第3節 気象予報等伝達計画	
修正前		修正後	
1. 予警報等の定義 (1) 注意報及び警報 ア. <u> </u> イ. <u> </u> 2. 予警報の伝達系統 (2) 予警報等の受信及び伝達 ア. <u> </u> イ. <u> </u> ウ. <u> </u> エ. <u> </u>	(略)	1. 予警報等の定義 (1) 注意報及び警報 ア. <u> </u> イ. <u> </u> 2. 予警報の伝達系統 (2) 予警報等の受信及び伝達 ア. <u> </u> イ. <u> </u> ウ. <u> </u> エ. <u> </u>	(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
(P21～P24)		(P26～P29)	

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報通信計画
修正前	修正後
(略) 1. 災害情報の収集 (略) (2) 情報連絡員の通報 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (3) 消防団関係 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (4) 情報のとりまとめ ア. (略) イ. (略) ウ. (略) 3. 災害通信の手段 (略) (3) 優先順位 (略) ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) (4) 防災行政無線の運用 (P25)	(略) 1. 災害情報の収集 (略) (2) 情報連絡員の通報 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (3) 消防団関係 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (4) 情報のとりまとめ ア. (略) イ. (略) ウ. (略) 3. 災害通信の手段 (略) (3) 優先順位 (略) ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) (4) 防災行政無線の運用 (P30)

一般災害対策		第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報通信計画	
修正前		修正後	
ア. <u> </u>	(略)	ア. <u> </u>	(略)
イ. <u> </u>	(略)	イ. <u> </u>	(略)
(P25)		(P30)	

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第5節 災害広報計画
修正前	修正後
2. 広報の方法 町は、住民に周知徹底を図るため、広報車・防災行政無線等により迅速かつ的確な広報を行う。 広報事項はおおむね次のとおりとする。 ①気象情報 ②災害情報 ③被害状況 ④防災体制 ⑤停電状況 ⑥断水・貯水状況 ⑦交通機関の運行状況 ⑧避難状況 ⑨災害復旧状況 ⑩その他 (新規) (P26)	2. 広報の方法 町は、住民に周知徹底を図るため、広報車、<u>広報紙、チラシ、ポスター、町ホームページ、SNS</u>、防災行政無線等により迅速かつ的確な広報を行う。 広報事項はおおむね次のとおりとする。 <u>(ア) 気象情報</u> <u>(イ) 災害情報</u> <u>(ウ) 被害状況</u> <u>(エ) 防災体制</u> <u>(オ) 停電状況</u> <u>(カ) 断水・貯水状況</u> <u>(キ) 交通機関の運行状況</u> <u>(ク) 避難状況</u> <u>(ケ) 災害復旧状況</u> <u>(コ) その他</u> <u>3. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化</u> <u>町は、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者、地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</u> <u>また、町からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手したりする手段として、インターネットを活用する。</u> (P31)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(略) 1. 住民への避難指示の伝達方法は、おおむね次により行うものとする。 (略) (新規) (P26) 2. 避難の指示 (1) (略) ※高齢者等避難開始 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ※避難指示 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。 (P26～P27) 3. 避難誘導及び輸送 (1) (略) (2) 移送、輸送 (P27)	(略) 1. 住民への避難指示の伝達方法は、おおむね次により行うものとする。 (略) <u>(8) その他 (SNS等)</u> (P31) 2. 避難の指示 (1) (略) <u>ア</u> 高齢者等避難開始 <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>イ</u> 避難指示 <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>(カ) 状況の悪化が予想され</u>、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。(略) (P32) 3. 避難誘導及び輸送 (1) (略) (2) 移送、輸送 (P32)

一般災害対策		第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画	
修正前		修正後	
ア. _	(略)	ア _	(略)
イ. _	(略)	イ _	(略)
ウ. _	(略)	ウ _	(略)
エ. _	(略)	エ _	(略)
4. 避難場所の指定		4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定	
	(新規)	(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	
		<u>ア 町は地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> <u>町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(平成 29 年 3 月)を参考とするものとする。</u> <u>指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要と</u>	
	(P27)		(P32～P33)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
	<u>なる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> <u>また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u> <u>さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> <u>指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格</u> (P33)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(1) 町長は、避難指示者と協議し各種災害における条件等を考慮し、地区ごと災害別ごとの避難予定場所（指定避難所）を定めその所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。 なお、災害対策基本法の改正に伴う、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所（第2次避難所）（第3次避難所）」は別表のとおりとする。 (2) 町長は、その地域の住民に事前に避難予定場所等について周知徹底を図り、災害時には積極的に自主避難をするよう指導する。 (P27) (新規)	<u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> <u>イ</u> 町長は、避難指示者と協議し各種災害における条件等を考慮し、地区ごと災害別ごとの避難予定場所（指定避難所）を定めその所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。 なお、災害対策基本法の改正に伴う、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所（第2次避難所）（第3次避難所）」は別表のとおりとする。 <u>ウ</u> 町長は、その地域の住民に事前に避難予定場所等について周知徹底を図り、災害時には積極的に自主避難をするよう指導する。 (P32) <u>(2) 避難路</u> <u>ア 避難路の整備計画</u> <u>町は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。</u> <u>また、町は、国及び県と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点（物資輸送拠点、情報発信拠点等）の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u> (P33)

	<u>イ 災害発生時に安全な避難路の選定</u> <u>町は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。</u> <u>また、災害発生時にも安全に避難行動がとれるよう、日ごろから避難路の選定や巡視を行い、巡視状況に応じて危険を及ぼす恐れのある建築物や工作物については、その所有者及び管理者と協議するなど除却等を含め危険性の除去に努めるものとする。</u> <u>さらに、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。</u> (P33) <u>(3) 避難所の環境整備等</u> <u>町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> <u>さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u> <u>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> (P33～P34)
--	---

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
5. 避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の開設及び収容保護 (略) (1) 収容対象者 ア、<u>災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者。</u> イ、<u>避難命令がでた場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。</u> (略) (6) 避難所運営マニュアルの作成 町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシー確保、男女共同参画、ペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 (新規) (略) (新規) (P27～P28)	5. 避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の開設及び収容保護 (略) (1) 収容対象者 ア、<u>災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者。</u> イ、<u>避難命令がでた場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。</u> (略) (6) 避難所運営マニュアルの作成 町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシー<u>や子供の居場所の</u>確保、男女共同参画、<u>感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及び</u>ペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアル<u>や</u>体調・栄養管理ができる医療関係者の配置<u>計画</u>、巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 <u>さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u> (略) <u>町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。</u> (P34)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(新規)	<u>(7) 避難所の管理運営</u> <u>ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。</u> <u>イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u> <u>ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。</u> <u>エ 町は、嘱託会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、町の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。</u> <u>オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。</u> <u>カ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状</u> (P35)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(新規)	<u>態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>キ 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u> <u>ク 町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ の世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等</u> (P35)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(新規)	<u>による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</u> <u>ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>コ 町は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u> <u>サ 避難期間が長期化する場合、町及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。</u> <u>シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。</u> <u>ス 町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。</u> <u>なお、県は、町からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</u> <u>セ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。</u> (P35)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(新規) (新規)	<u>ソ 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u> <u>タ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。</u> <u>6. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応</u> <u>町は、嘱託会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</u> <u>併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、嘱託会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u> <u>7. 浸水想定区域における警戒避難体制</u> <u>水防法第15条の規定に基づき指定された、緑川水系緑川及び緑川水系浜戸川に係る浸水想定区域について、次のとおり警戒体制を定める。</u> <u>(1) 浸水想定区域内の住民等は、本町から避難勧告の発令があった場合、堤防から水があふれる危険や堤防の決壊のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。</u> <u>(2) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心となって、障がい者や高</u> (P35～P36)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画
修正前	修正後
(新規) 6. 土砂災害警戒（特別）区域及び災害危険区域における避難対策 7. 要支援者に対する対策 （3） 生活の支援 ① (略) ② (略) (新規) 8. 防火対象物等における避難対策等 （1） 情報の伝達・収集等 ① (略) ② (略) ③ (略) (P29)	<u>齢者等避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。</u> 8. <u>避難所における男女共同参画の推進</u> <u>町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u> 9. 土砂災害警戒（特別）区域及び災害危険区域における避難対策 10. 要支援者に対する対策 （3） 生活の支援 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) 11. <u>外国人に対する対策</u> <u>町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。</u> 12. 防火対象物等における避難対策等 （1） 情報の伝達・収集等 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) (P36～P37)

一般災害対策		第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容計画	
修正前		修正後	
(2) 避難の指示等		(2) 避難の指示等	
①	(略)	<u>ア</u>	(略)
②	(略)	<u>イ</u>	(略)
③	(略)	<u>ウ</u>	(略)
(3) 避難の誘導等		(3) 避難の誘導等	
①	(略)	<u>ア</u>	(略)
②	(略)	<u>イ</u>	(略)
③	(略)	<u>ウ</u>	(略)
④	(略)	<u>エ</u>	(略)
(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項		(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項	
①	(略)	<u>ア</u>	(略)
②	(略)	<u>イ</u>	(略)
③	(略)	<u>ウ</u>	(略)
④	(略)	<u>エ</u>	(略)
(5) その他の留意事項		(5) その他の留意事項	
①	(略)	<u>ア</u>	(略)
②	(略)	<u>イ</u>	(略)
③	(略)	<u>ウ</u>	(略)
④	(略)	<u>エ</u>	(略)
⑤	(略)	<u>オ</u>	(略)
イ	(略)	<u>(ア)</u>	(略)
ロ	(略)	<u>(イ)</u>	(略)
ハ	(略)	<u>(ウ)</u>	(略)
ニ	(略)	<u>(エ)</u>	(略)
(P29～P30)		(P37～P38)	

一般災害対策		第 3 章 災害応急対策計画 第 6 節 避難収容計画	
修正前		修正後	
ホ	(略)	<u>(オ)</u>	(略)
ヘ	(略)	<u>(カ)</u>	(略)
ト	(略)	<u>(キ)</u>	(略)
チ	(略)	<u>(ク)</u>	(略)
(P30)		(P36～P37)	

一般災害対策		第3章 災害応急対策計画 第7節 水防計画	
修正前		修正後	
1. 水防組織		1. 水防組織	
	(略)		(略)
(2) 業務の開始		(2) 業務の開始	
ア. <u> </u>	(略)	ア. <u> </u>	(略)
イ. <u> </u>	(略)	イ. <u> </u>	(略)
ウ. <u> </u>	(略)	ウ. <u> </u>	(略)
2. 水防活動		2. 水防活動	
	(略)		(略)
(3) 業 務		(3) 業 務	
ア. <u> </u>	(略)	ア. <u> </u>	(略)
イ. <u> </u>	(略)	イ. <u> </u>	(略)
ウ. <u> </u>	(略)	ウ. <u> </u>	(略)
エ. <u> </u>	(略)	エ. <u> </u>	(略)
オ. <u> </u>	(略)	オ. <u> </u>	(略)
カ. <u> </u>	(略)	カ. <u> </u>	(略)
キ. <u> </u>	(略)	キ. <u> </u>	(略)
(4) 出動の基準		(4) 出動の基準	
ア. <u> </u>	(略)	ア. <u> </u>	(略)
イ. <u> </u>	(略)	イ. <u> </u>	(略)
(5) 避難のための立ち退き		(5) 避難のための立ち退き	
	(略)		(略)
① <u> </u>	(略)	ア. <u> </u>	(略)
② <u> </u>	(略)	イ. <u> </u>	(略)
(P30～P31)		(P38～P39)	

一般災害対策								第 3 章 災害応急対策計画 第 8 節 消防計画							
修正前								修正後							
(略)								(略)							
1. 消防組織、機構								1. 消防組織、機構							
(1) 組織								(1) 組織							
団 長	副団長	分団長	副分団	部 長	班 長	団 員	計	団 長	副団長	分団長	副分団	部 長	班 長	団 員	計
1	2	6 (77ハ 隊長 1)	5 (女性隊長 1)	12 (副隊長 2)	22	254	301	1	2	6 (77ハ 隊長 1)	5 (女性隊長 1)	12 (副隊長 1)	20	241	287
2. 消防施設設備の整備状況								2. 消防施設設備の整備状況							
(1) 消防ポンプ								(1) 消防ポンプ							
(略)								(略)							
分団等	班 数	ポンプ車	付積載車	小 型	軽可搬	備 考		分団等	班 数	ポンプ車	付積載車	小 型	軽可搬	備 考	
第 1 分団	3		7	3				第 1 分団	3		7	3			
第 2 分団	4	1	7					第 2 分団	4	1	7				
第 3 分団	3		6					第 3 分団	3		6				
第 4 分団	4		7					第 4 分団	4		7				
第 5 分団	6		9					第 5 分団	5		9				
女性消防隊	1				2			女性消防隊	1				2		
計	2 1	1	3 6	3	2			計	2 0	1	3 6	3	2		
(2) 消防水利								(2) 消防水利							
(略)								(略)							
	防 火 水 槽 (単位：m³)			消火栓	プール	自然水利	その他		防 火 水 槽 (単位：m³)			消火栓	プール	自然水利	その他
	100 以上	40～100	40 未満						100 以上	40～100	40 未満				
現有数	5	156	31	191	10	14		現有数	5	158	32	203	10	44	
(P33)								(P41)							

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第8節 消防計画
修正前	修正後
3. 消防活動計画 (1) 火災警報の発令 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (2) 火災予防 ア. (略) イ. (略) (3) 緊急避難体制 (略) ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) オ. (略) カ. (略) キ. (略) (4) 動員計画 ア. (略) 4. 応援部隊要請計画 (略) (1) 応援要請は次の事項を明示して行う。 ア. (略) イ. (略)	3. 消防活動計画 (1) 火災警報の発令 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (2) 火災予防 ア. (略) イ. (略) (3) 緊急避難体制 (略) ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) オ. (略) カ. (略) キ. (略) (4) 動員計画 ア. (略) 4. 応援部隊要請計画 (略) (1) 応援要請は次の事項を明示して行う。 ア. (略) イ. (略)
(P34)	(P42)

一般災害対策		第 3 章 災害応急対策計画 第 8 節 消防計画	
修正前		修正後	
ウ.	(略)	ウ.	(略)
エ.	(略)	エ.	(略)
(P34)		(P42)	

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第11節 食品等物資供給計画																								
修正前	修正後																								
3. 衣料等物資の範囲 <table border="0"> <tr> <td>(1) 寝具</td><td><u>(5) 炊事用具</u></td></tr> <tr> <td>(2) 外衣</td><td><u>(6) 食器</u></td></tr> <tr> <td>(3) 肌着</td><td><u>(7) 日用品</u></td></tr> <tr> <td>(4) 身の回り品</td><td><u>(8) 光熱材料</u></td></tr> </table> (略) (新規) 5. 災害救助法に基づく措置 災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めるところによる。 6. 町は物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定するとともに、あらかじめ協定を締結した物資事業者等との連携体制の構築に努める。 (P36)	(1) 寝具	<u>(5) 炊事用具</u>	(2) 外衣	<u>(6) 食器</u>	(3) 肌着	<u>(7) 日用品</u>	(4) 身の回り品	<u>(8) 光熱材料</u>	3. 衣料等物資の範囲 <table border="0"> <tr> <td>(1) 寝具</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 外衣</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 肌着</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 身の回り品</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td><u>(5) 炊事用具</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>(6) 食器</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>(7) 日用品</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>(8) 光熱材料</u></td></tr> </table> (略) <u>5. 生活必需品の円滑な提供</u> <u>町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u> <u>6. 災害救助法に基づく措置</u> 災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則の定めるところによる。 <u>7. 町は物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定するとともに、あらかじめ協定を締結した物資事業者等との連携体制の構築に努める。</u> (P44)	(1) 寝具		(2) 外衣		(3) 肌着		(4) 身の回り品			<u>(5) 炊事用具</u>		<u>(6) 食器</u>		<u>(7) 日用品</u>		<u>(8) 光熱材料</u>
(1) 寝具	<u>(5) 炊事用具</u>																								
(2) 外衣	<u>(6) 食器</u>																								
(3) 肌着	<u>(7) 日用品</u>																								
(4) 身の回り品	<u>(8) 光熱材料</u>																								
(1) 寝具																									
(2) 外衣																									
(3) 肌着																									
(4) 身の回り品																									
	<u>(5) 炊事用具</u>																								
	<u>(6) 食器</u>																								
	<u>(7) 日用品</u>																								
	<u>(8) 光熱材料</u>																								

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第12節 応急仮設住宅の建設計画
修正前	修正後
2. 応急仮設住宅の設置 (1) 急仮設住宅の入居基準 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) 3. 住宅の応急修理 (1) 応急修理を受ける者 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (2) 修理基準 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) エ. <u> </u> (略) (P36～P37)	2. 応急仮設住宅の設置 (1) 急仮設住宅の入居基準 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) 3. 住宅の応急修理 (1) 応急修理を受ける者 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (2) 修理基準 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) エ. <u> </u> (略) (P44～P45)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第15節 廃棄物処理計画
修正前	修正後
1. 計画の方針 災害で発生による廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した<u>廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。</u> 2. 被害状況調査、把握体制 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 3. 廃棄物の仮設場用地の選定等 町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。 (新規) (新規) (略) (P38)	1. 計画の方針 災害で発生による廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全<u>及び生活再建の後押し</u>を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定し<u>定めた町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）に基づき処理を行うものとする。</u> 2. 被害状況調査、把握体制 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等 <u>(1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。</u> <u>また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。</u> <u>(2) 町は、平常時から災害廃棄物処理を委託する可能性のある廃棄物処理施設について、ヒアリング等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。</u> (略) (P47)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第15節 廃棄物処理計画
修正前	修正後
4. 災害廃棄物処理の広域応援体制 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。(削除)</u> (新規) 5. 災害廃棄物処理計画 <u>(1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。</u> <u>(2) 災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。</u> (新規) <u>(3) 地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。</u> (P38)	4. 災害廃棄物処理の広域応援体制 <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。</u> 5. 災害廃棄物処理計画 <u>(1) 町は、</u>各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。 <u>(2) 町は、</u>災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。 <u>(3) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。県は、町が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。</u> <u>(4) 町は、</u>地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。 (P47)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第15節 廃棄物処理計画
修正前	修正後
<u>(4)</u>防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。 <u>(5)</u>損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行う。 <u>(6)</u>必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。 <u>(7)</u>県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請および廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。 <u>(8)</u> (略) (P38) (新規)	<u>(5)</u> <u>町は</u>、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。 <u>(6)</u> <u>町は</u>、損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行う。 <u>(7)</u> <u>町は</u>、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。 <u>(8)</u> 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、<u>「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく</u>他県への応援要請および廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。 <u>(9)</u> (略) (P47) <u>6. 堆積土砂の処理</u> <u>(1)</u> <u>町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。</u> <u>(2)</u> <u>町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。</u> (P47～P48)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第15節 廃棄物処理計画
修正前	修正後
(新規)	<u>(3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。</u> <u>(4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。</u> <u>(5) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。</u> <u>7. し尿の処理</u> <u>(1) 町は、被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を樹立する。</u> <u>(2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努める。</u> <u>(3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。</u> (P48)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第17節 医療助産計画
修正前	修正後
2. 医療助産の範囲 (1) 医療の範囲 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) エ. <u> </u> (略) オ. <u> </u> (略) (2) 助産の範囲 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) 3. 救護班及び医療班の編成等 (略) (1) 救護班 医師1～2人、薬剤師1人、看護婦2～3人、事務職員1人、診療車を有するとき (略) (2) 医療班 医師1人、補助員（看護婦を含む）若干名をもって編成する。 (P39)	2. 医療助産の範囲 (1) 医療の範囲 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) エ. <u> </u> (略) オ. <u> </u> (略) (2) 助産の範囲 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) 3. 救護班及び医療班の編成等 (略) (1) 救護班 医師1～2人、薬剤師1人、看護師2～3人、事務職員1人、診療車を有するとき (略) (2) 医療班 医師1人、補助員（看護師を含む）若干名をもって編成する。 (P49)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第19節 防疫計画
修正前	修正後
2. 防疫活動組織 (略) (3) 防疫班の業務及び及び実施の方法 ア. (略)。 (4) 避難所の防疫措置 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) オ. (略) カ. (略) (略) (6) 患者の収容 ア. (略) イ. (略) 3. 消毒及びそ族昆虫駆除 (1) 消毒の方法 (略) ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (P40～P41)	2. 防疫活動組織 (略) (3) 防疫班の業務及び及び実施の方法 ア. (略) (4) 避難所の防疫措置 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) オ. (略) カ. (略) (略) (6) 患者の収容 ア. (略) イ. (略) 3. 消毒及びそ族昆虫駆除 (1) 消毒の方法 (略) ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (P50～P51)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第20節 交通輸送計画
修正前	修正後
1. 交通応急対策計画 (略) (1) 交通規制の実施 (略) ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) (2) 交通情報の把握 (略) 2. 輸送対策計画 (1) 輸送力の確保 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (略) (4) 災害救助法による輸送の基準 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (P41～P42)	1. 交通応急対策計画 (略) (1) 交通規制の実施 (略) ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) (2) 交通情報の把握 (略) 2. 輸送対策計画 (1) 輸送力の確保 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (略) (4) 災害救助法による輸送の基準 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (P51～P52)

一般災害対策		第3章 災害応急対策計画 第22節 文教対策計画	
修正前		修正後	
1. 実施期間		1. 実施期間	
	(略)		(略)
(1) 児童生徒の安全措置		(1) 児童生徒の安全措置	
ア. ー	(略)	ア. ー	(略)
イ. ー	(略)	イ. ー	(略)
	(P43)		(P53)

一般災害対策	第 3 章 災害応急対策計画 第 24 節 緊急消防援助隊応援要請計画
修正前	修正後
2. 応援等調整本部 (1) 美里町応援等調整本部 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (略) (P43)	2. 応援等調整本部 (1) 美里町応援等調整本部 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) (略) (P53)

一般災害対策	第 3 章 災害応急対策計画 第 25 節 自衛隊派遣要請計画
修正前	修正後
2. 要請の手続き (略) (1) 災害の状況 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) エ. <u> </u> (略) (2) 要請する理由 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (略) 7. 派遣に要した経費の負担 (略) その他必要な事項については、協議して定める。 (P44～P45)	2. 要請の手続き (略) (1) 災害の状況 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) エ. <u> </u> (略) (2) 要請する理由 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) (略) 7. 派遣に要した経費の負担 (略) <u>(5)</u> その他必要な事項については、協議して定める。 (P54～P55)

一般災害対策	第 3 章 災害応急対策計画 第 26 節 災害義援金品募集配分計画
修正前	修正後
3. 配分	3. 配分
(略)	(略)
(1) 配分の基準	(1) 配分の基準
(略)	(略)
ア. <u> </u>	ア. <u> </u>
イ. <u> </u>	イ. <u> </u>
(P45)	(P55)

一般災害対策	第3章 災害応急対策計画 第27節 その他災害応急対策に必要な事項
修正前	修正後
1. 応急公用負担 (1) 公用負担を行使できる者 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) (3) 物的公共負担 応急措置を実施するために緊急を<u>用</u>する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石竹木、その他の物件を公用令書（別紙様式8の2）をもって使用し、もしくは収容することができる。 (P44～P45)	1. 応急公用負担 (1) 公用負担を行使できる者 ア. <u> </u> (略) イ. <u> </u> (略) ウ. <u> </u> (略) (3) 物的公共負担 応急措置を実施するために緊急を<u>要</u>する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石竹木、その他の物件を公用令書（別紙様式8の2）をもって使用し、もしくは収容することができる。 (P54～P55)

震災対策	第2章 災害予防計画 第27節 その他災害応急対策に必要な事項
修正前	修正後
3. 一般住民に対する防災知識の普及 (略) (1) 普及の内容 (略) ④ 平常時の心得(日頃の準備) ア 住宅の点検(住宅の耐震性、ブロック塀補強等) (略) オ 非常食糧・水の準備(2～3日分の備蓄) (新規) (新規) カ 緊急避難場所、避難所、避難路の確認 キ 緊急連絡先の確認 ク 家族間等による安否の確認方法 ケ 非常持出品の準備 (P6)	3. 一般住民に対する防災知識の普及 (略) (1) 普及の内容 (略) ④ 平常時の心得(日頃の準備) ア 住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等) (略) オ <u>3日分(推奨1週間)の食糧(食物アレルギー対応食品等含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄</u> カ <u>寝所位置の確認(斜面崩壊対策等)</u> キ <u>防災行政無線個別受信機等のスイッチの立ち上げ</u> ク <u>指定</u>緊急避難場所、<u>指定</u>避難所、避難路の確認 ケ 緊急連絡先の確認 コ 家族間等による安否の確認方法 サ 非常持出品<u>(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)</u>の準備 シ 自動車へのこまめな満タン給油 ス 避難所生活のマナーとルール (P6)

